

## 姫カックラブ 指導者配置基準

### 1. 目的

本基準書は、姫カックラブにおける指導者の役割を明確に定め、責任ある運営体制を構築するとともに、生徒が安心かつ安全な活動が実施できる環境を整備することを目的とする。

### 2. 指導者の区分および職務

代表指導者と指導者については以下のとおり、区別する。

区分	定義	主な職務内容
代表指導者	クラブ運営の総括責任者 兼指導者	<b>【管理運営業務】</b> ✓ クラブ運営全般の統括及び管理 ✓ 所属指導者の管理と指導体制の整備 ✓ 市及びコンソーシアム事務局との連絡調整 ✓ 活動実績の取りまとめ及び報告 <b>【現場指導業務】</b> ✓ 生徒に対する技術指導及び安全管理 ※指導者としての業務を兼ねる
指導者	実技指導及び安全管理の 担当者	<b>【現場指導業務】</b> ✓ 生徒に対する専門的な技術指導 ✓ 活動中における生徒の安全確保及び健康管理 ✓ 代表指導者の指示に基づく活動補及び運営協力

### 3. 兼務に関する制限

適切な指導体制を維持するため、指導者が複数クラブを兼務する場合については、以下のルールを適用する。

#### (1) 代表指導者の専任制

代表指導者は、自クラブの運営及び指導を全うするため、「1クラブにつき1名の専任」とし、他のクラブの代表指導者及び指導者を兼ねることはできない。

#### (2) 指導者の兼務

「代表指導者」ではない「指導者」については、複数のクラブにおける指導を兼ねることができる。兼ねるクラブの数に上限は設けないが、各クラブの指導及び運営に支障をきたさない場合に限る。